

水道料金・下水道使用料等の未納に関する対応について

水道・下水道を使用されている方の多くは、水道料金・下水道使用料などの各種料金を納入通知書や口座振替などの方法で納期限までに納付されていますが、一部の方については納期限を経過しても納付されない方がいます。

その納付されない方々に対しては、督促状や催告書を送付し、早期に納付していただくよう促していますが、それでもなお、納付されない方や納付についての相談のない場合は、次のような対応を取らせていただくこととなります。

水道（簡易水道）料金の滞納については、給水停止予告通知書を送付し、指定期限までに納付されない場合や納付誓約をしない場合には、やむを得ず給水停止を実施いたします。その後は、裁判所への支払督促申立により債務名義（差押えることができる権利）を取得したうえで、財産差押により未納となっている料金を回収していくこととなります（※集落排水使用料の滞納についても同様の取扱いとなります）。

また、下水道使用料や下水道事業受益者負担金、集落排水施設受益者負担金の滞納については、財産差押予告通知書を送付し、指定期限までに納付されない場合や納付誓約をしない場合には、給与や預貯金などの差押により未納料金を回収していきます。

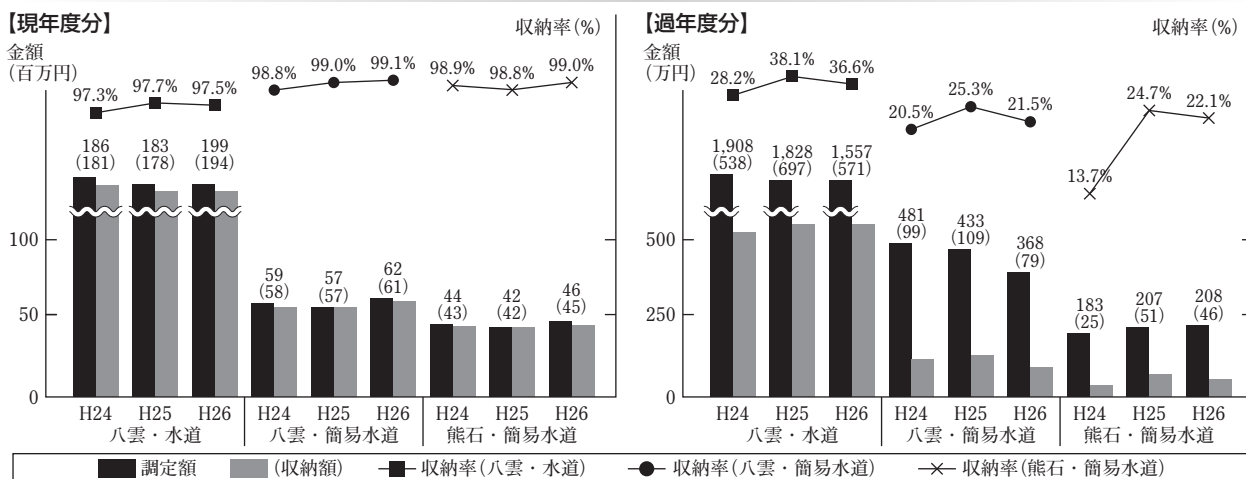
《町からお願い》

水道事業は皆様からの料金収入を基本に運営しています。この料金収入が確保されないこと、施設の更新や維持管理ができなくなり、皆様に安心・安全な水道水を安定的に供給することができなくなります。町では、財源の確保や公平性の確保の観点から、今後も引き続き滞納整理にかかる取組みを強化してまいりますので、水道料金などを滞納されている方は、できるだけ早い段階で納付もしくは納付についての相談をされますよう、よろしくお願いたします。

【問い合わせ・納付相談先】

・環境水道課業務係
☎0137-63-2020
・熊石総合支所地域振興課
上下水道係

水道・簡易水道 料金収納状況の推移



下水道・集落排水 使用料収納状況の推移

